

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○県統計調査の実施(3件) (統計課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	2
○保安林の指定施業要件の変更予定 (治山林道課)	3
○道路の区域変更(2件) (道路課)	3
○道路の供用開始 (")	3
公 告	
○市町村営土地改良事業の工事の完了 (農業基盤課)	4
○土地改良区営土地改良事業の工事の完了 (")	4
○県営土地改良事業の工事の完了 (")	4
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	4

告 示

高知県告示第79号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成23年2月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
高知県内水面漁業漁獲統計調査
- 2 調査の目的
本県における内水面漁業の魚種等別漁獲量について調査を行

い、内水面漁業全般の施策を図る上での基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

- (1) 地域
高知県全域

- (2) 単位
漁業協同組合

- (3) 属性
内水面の漁業協同組合

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

- (1) 報告を求める事項
 - ア 漁業協同組合の名称
 - イ 魚類の漁獲量
 - ウ 藻類の漁獲量(藻類のうちアオノリ及びアオサにあっては、生産金額を含む。)
 - エ 貝類の漁獲量
 - オ その他の水産動物の漁獲量

- (2) その基準となる期間
平成22年1月1日から同年12月31日まで

5 報告を求める者

- (1) 数
20漁業協同組合
- (2) 選定方法
県内の内水面の漁業協同組合から有意抽出する(農林水産省の内水面漁業生産統計調査(一般統計調査)の対象となっている漁業協同組合を除く。)

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が漁業協同組合に直接報告を求める。
- (2) 調査方法
郵送調査

7 報告を求める期間

平成23年2月28日から同年3月31日まで

高知県告示第80号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成23年2月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
高知県鉱山年報調査(石灰石)
- 2 調査の目的
県内で石灰石鉱業を行う鉱山事業所の鉱業生産高を調査し、経済動向を把握する上での基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
高知県全域

- (2) 単位
事業所

- (3) 属性
現に石灰石を生産している鉱山事業所

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

- (1) 報告を求める事項
ア 鉱山の名称

- イ 鉱山の所在地

- ウ 事業者名

- エ 事業所の所在地

- オ 生産状況

- カ 用途

- キ 主な取引先

- ク 送鉱量

- ケ 労務状況

- (2) その基準となる期間

平成22年1月1日から同年12月31日まで

5 報告を求める者

- (1) 数
9事業所

- (2) 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が事業所に直接報告を求める。
- (2) 調査方法
郵送調査

7 報告を求める期間

平成23年3月1日から同月18日まで

高知県告示第81号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成23年2月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
高知県鉱山年報調査(けい石)
- 2 調査の目的
県内でけい石鉱業を行う鉱山事業所の鉱業生産高を調査し、経済動向を把握する上での基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
高知県全域
 - (2) 単位
事業所
 - (3) 属性

現にけい石を生産している鉱山事業所

4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 (1) 報告を求める事項
 ア 鉱山の名称
 イ 鉱山の所在地
 ウ 事業者名
 エ 事業所の所在地
 オ 生産状況
 カ 用途
 キ 主な取引先
 ク 送鉱量
 ケ 労務状況
 (2) その基準となる期間
 平成22年1月1日から同年12月31日まで

5 報告を求める者
 (1) 数
 9 事業所
 (2) 選定方法
 全数

6 報告を求めるために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が事業所に直接報告を求める。
 (2) 調査方法
 郵送調査

7 報告を求める期間
 平成23年3月1日から同月18日まで

高知県告示第82号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
 平成23年2月18日
 高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
 合同会社遠江堂 高岡郡四万十町古市町113-4 平22・11・1
 武田薬局
 塩田 齒科 土佐市高岡町乙3523-6 平23・1・1

高知県告示第83号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
 平成23年2月18日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
 合同会社遠江堂 高岡郡四万十町古市町113-4 平22・10・31
 武田薬局
 塩田 齒科 土佐市高岡町乙3523-6 平22・12・31

高知県告示第84号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。
 平成23年2月18日
 高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成22年9月1日	社会福祉法人清和会 土佐清水市加久見 1464-279	ヘルパーステーションあんきな家 土佐清水市加久見1464-279 訪問介護 介護予防訪問介護
平成22年9月11日	株式会社いろは 吾川郡いの町波川 664-1	デイサービスかわうち 吾川郡いの町波川664-1 通所介護 介護予防通所介護
平成22年10月1日	〃	ケアプラン寿限無 吾川郡いの町波川664-1 居宅介護支援事業
平成22年10月10日	株式会社アクトワン 高岡郡四万十町東町 7番4号	リハ・トレストアジオリーブ 高岡郡四万十町本町2番10号 通所介護 介護予防通所介護
平成22年11月7日	有限会社沙羅 四万十市中村京町一丁目12番地1	グループホームなのはな 四万十市山路308-1 認知症対応型共同生活介

		護 介護予防認知症対応型共同生活介護
平成22年11月16日	黒潮町地域包括支援センター 幡多郡黒潮町入野2017-1	黒潮町指定介護予防支援事業所 幡多郡黒潮町入野2017-1 介護予防支援
平成22年12月1日	有限会社仙頭建設 室戸市吉良川町乙1936番地2	ヘルパーステーション潮音 室戸市吉良川町甲3947-200 訪問介護 介護予防訪問介護
〃	有限会社ミウラ 室戸市吉良川町乙2004番地1	デイサービスあすなる 室戸市吉良川町乙2004番地1 通所介護 介護予防通所介護
〃	四国医療サービス株式会社 高知市南竹島町35番地	四国医療サービス株式会社やすらぎ安芸営業所 安芸市矢ノ丸一丁目7-8 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
〃	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター四万十 四万十市古津賀3448-1 訪問介護 介護予防訪問介護
〃	有限会社沙羅 四万十市中村京町一丁目12番地1	居宅介護支援事業所沙羅 四万十市中村京町一丁目12番地1 居宅介護支援事業
平成23年1	医療法人太祐会	通所リハビリテーション

月1日	吾川郡いの町256	西村 吾川郡いの町256 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテ ーション
-----	-----------	---

高知県告示第85号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成23年2月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
四万十市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
四万十市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
四万十市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
四万十市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年2月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城川橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡橋原町坂本川 62番から 高岡郡橋原町坂本川 38番まで	前	5.0 } 14.1	120
	後	6.6 } 14.1	

高知県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年2月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大用大方
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町入野字 立石3512番1	前	10.4 } 20.6	48
	後	10.4 } 43.9	
幡多郡黒潮町入野字 立石3512番1から 幡多郡黒潮町入野字 横ノ浜7271番1まで	前	5.7 } 8.8	85
	後	5.7 } 15.2	

高知県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年2月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

宿毛市橋上町楠山字北久山 439番1地先から 宿毛市橋上町楠山字北久山 1163番4まで	371	平成23年2月18日
---	-----	------------

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定により、市町村営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年2月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 事業主体名
香南市
- (2) 事業名
夜須地区中山間総合整備事業（用排水路）
- (3) 工事完了年月日
平成22年3月10日
- 2 (1) 事業主体名
香南市
- (2) 事業名
夜須地区中山間総合整備事業（区画整理）
- (3) 工事完了年月日
平成22年5月18日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定により、土地改良区営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年2月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事業主体名
須崎市角谷土地改良区
- 2 事業名
須崎市角谷地区土地改良事業（区画整理）
- 3 工事完了年月日
平成22年6月15日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年2月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 土地改良事業の名称

- 畑地帯総合整備事業（区画整理）
- (2) 地区名
芸西2期地区
 - (3) 工事完了年月日
平成22年2月25日
- 2 (1) 土地改良事業の名称
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
- (2) 地区名
赤野地区
 - (3) 工事完了年月日
平成22年9月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成23年2月18日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年5月17日 22高都計第68号	南国市稲生字上ヒラソ4024番1の一部ほか	南国市稲生3185番地 田中石灰工業株式会社 代表取締役 田中 克也

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成23年2月18日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
 - (1) 検定の実施日及び開始時間
平成23年5月27日（金）午前9時
 - (2) 検定の実施場所
高知市春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員

30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請手続

検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。

(1) 検定申請の受付期間

平成23年4月4日（月）から同月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）

ウ 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメ

<p>ートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。</p> <p>(2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 警笛（実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。） エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 オ 雨着（雨天時に使用する。） カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3023、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p>	
---	--